

さいたま市と株式会社ジモティーとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下のとおり連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、市内のリユース活動を促進し、市民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- (2) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- (3) その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（運営会議）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連携事項に関する協議や報告を行うため、甲及び乙の担当者による運営会議を開催する。

（実績報告）

第4条 乙は、市民が乙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績を甲へ報告する。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した市民の間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（変更）

第6条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、甲乙協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から本協定の終了について申し出がなければ、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月27日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 清水 勇 人

乙 東京都品川区西五反田一丁目30番地2
株式会社ジモティー
代表取締役社長 加藤 貴博